

## 「これからの広域生活圏と地方振興局（素案）」の概要について

地方分権改革や市町村合併が進展する中、地域においてより質の高い行政サービスの提供が求められています。また、人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化が一層進む中で、これからの県民生活の維持・向上を図るためには、産業の振興に力を注ぎ、地域経済を強くしていく必要があります。

このような状況を踏まえ、また、さまざまな課題に的確に対応していくため、現在の広域生活圏を見直し、併せて新たな広域生活圏で地域振興を担う地方振興局の機能強化と配置の見直しを行うものです。

### 【見直しの要点】

#### 1 広域生活圏の見直し

◎ 現在の9広域生活圏を、平成18年4月から、「3広域生活圏」とします。

**県北広域生活圏**：岩手北部広域生活圏（仮称）

現：盛岡広域生活圏、久慈広域生活圏、二戸広域生活圏

**県南広域生活圏**：北上川流域広域生活圏（仮称）

現：岩手中部広域生活圏、胆江広域生活圏、両磐広域生活圏、

釜石広域生活圏のうち遠野市及び宮守村

**沿岸広域生活圏**：三陸広域生活圏（仮称）

現：気仙広域生活圏、釜石広域生活圏のうち釜石市及び大槌町、

宮古広域生活圏

圏域の設定は、今後の広域行政の最も重要な課題である産業振興の成果を着実に挙げていくという観点から、地域の基盤的な産業の連続性や類似性に基つき、また、市町村合併の状況と今後の進展も見据えながら行ったものです

新しい広域生活圏において、県は、市町村や民間との適切な役割分担や協働のもとに、産業振興の一層の強化や広域的な社会資本の整備、防災対策など、より広域的・専門的な行政を進めていきます。また、平成18年度には、新たな圏域ごとに「地域振興ビジョン」を策定していきます。

## 2 地方振興局の見直し

新しい広域生活圏において、着実に成果を挙げていくため、圏域の活性化に取り組む「地域経営の拠点」としての機能強化を図るとともに、業務の完結性を高めるなど、より効率的な業務を遂行するため、地方振興局のあり方と配置の見直しを行うものです。

- ◎ 地方分権改革の動向などを踏まえながら、県の組織も見直しを進めていきます。本庁については、国や他県との調整、県内全域を対象とした計画の策定など、地方振興局では行うことができない業務を主に担っていくよう、一層のスリム化を進めるとともに、地方振興局も**段階的に見直しを進め、概ね 10 年後に、1 広域生活圏 1 広域振興局（仮称。以下同じ。）体制**とすることを目指します。
- ◎ なお、最終的な段階において、窓口対応や相談受付、広域災害・危機管理対応、その他現地対応が必要な業務など、**広域生活圏内の各地域において必要な機能については、行政センター（仮称。以下同じ。）として配置**します。
- ◎ **平成 18 年度当初は**、市町村合併の進展状況や産業の展開力など、地域のおかれている状況を踏まえ、**県南広域生活圏では広域振興局（仮称）1 局体制への移行を開始**しますが、**県北及び沿岸広域生活圏では現状を維持**します。

### （県南広域生活圏）

平成 18 年度当初から、1 広域振興局（仮称）体制に移行し、産業振興を軸とした広域行政の取組みの強化など、完結性の高い業務運営を目指します。

現水沢地方振興局に広域振興局の本局を、現花巻・北上・一関地方振興局に総合支局を置き、現遠野・千厩地方振興局は、花巻・一関総合支局それぞれの分庁舎とします

広域振興局では企画機能を集約強化し、圏域の戦略的・広域的な地域経営を進めます。総合支局では、現在のサービス水準を原則として維持し、また、地域の特性に応じた産業の振興を強化していきます。総合支局の分庁舎では、窓口対応や相談受付、現地での対応が必要な業務などを行い、総合支局と一体となって現行のサービス水準を確保します。

(県北・沿岸広域生活圏)

平成 18 年度当初の配置については、現在の地方振興局を維持し、市町村の機能強化と地域産業の強化に向けてきめ細かな取組みを展開するとともに、特に圏域全体の産業振興を図るため、振興局相互の連携を強めていきます。

また、概ね 5 年後に 1 広域振興局体制への移行を検討します。

なお、今後の地方振興局の見直しの進め方については、地方分権改革の進展と市町村合併の動向や市町村の機能の強化などを前提として、概ね 10 年後に 1 広域生活圏 1 振興局とすることを目指して、段階的に進めることとします。

【今後のスケジュール】

- 17 年 6 月 素案の公表
- ～ 7 月 パブリックコメントの実施
- 9 月 成案の公表と県議会への報告
- ～10 月 パブリックコメントの実施
- 12 月 成案の県議会での審議
- 18 年 4 月 新しい広域生活圏と振興局のスタート

この素案に対する県民の皆さんのご意見を、多数お寄せいただくようお願いいたします。

**パブリックコメントを実施中です。(～平成17年7月31日まで)**

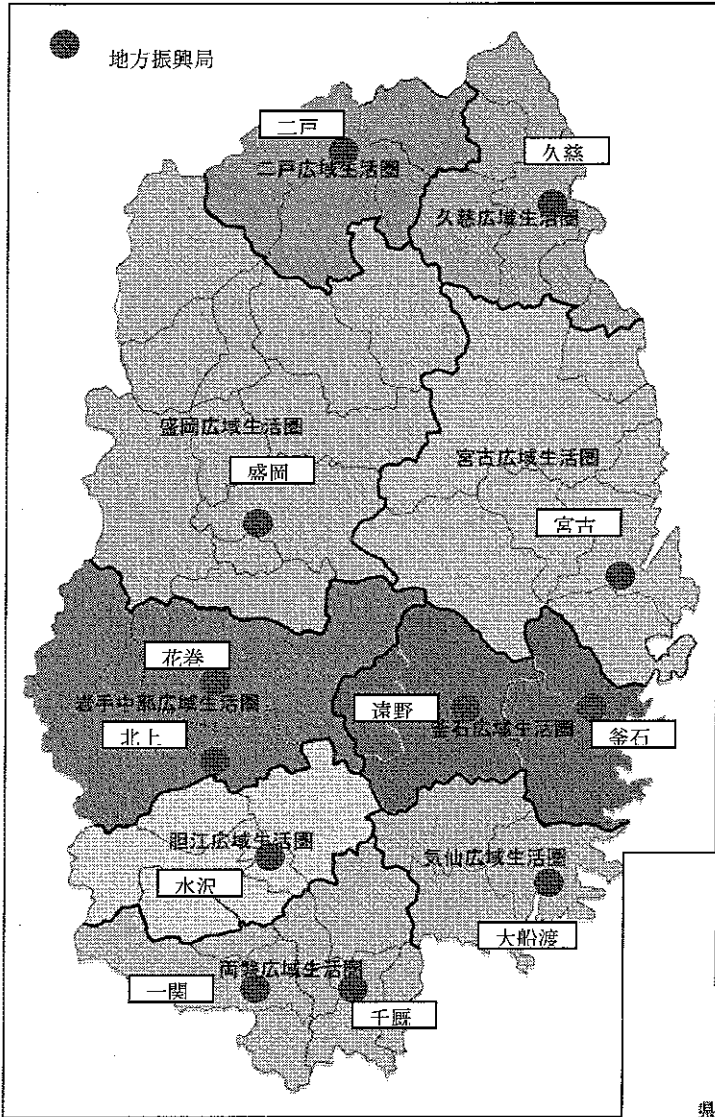
郵送(手紙、ハガキ)、ファクシミリ、電子メールにより、次の宛先までご意見をお願いします。

- ・郵送の場合 〒020-8570 岩手県庁経営評価課  
(郵便番号と宛先のみで届きますので、県庁の住所の記載は不要です。)
- ・ファクシミリの場合 019-629-5189
- ・メールの場合 e-mail アドレス FA0041@pref.iwate.jp

問合せ先 岩手県総合政策室経営評価課(地方振興局再編担当)

TEL 019-629-5184、5183 FAX 019-629-5189

ホームページ：<http://www.pref.iwate.jp/~hp0112/>



現在

《9広域生活圏・12地方振興局》



平成18年4月

《3広域生活圏・1広域振興局※ 6地方振興局》  
 (※1本局3総合支局2分庁舎)

